

○農林水産省告示第四百六十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から平成三十二年三月三十一日まで 四 防除の内容 (一) テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号。以下「省令」という。）第三条第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していると認めたほ場以外の場所においてしよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除きしよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととする。 (二)・(三) (略)	二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで 四 防除の内容 (一) テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号。以下「省令」という。）第三条第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していると認めたほ場以外の場所においてしよくようだいおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除き、しよくようだいおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととする。 (二)・(三) (略)